

泊子児発第 001472 号  
令和 5 年 3 月 31 日

泊江市監査委員  
東海林 和彦 様  
泊江市監査委員  
石川 和広 様



泊江市長  
松原 俊雄  
(公印省略)

指定管理者監査の結果に基づく措置について（報告）

令和 5 年 1 月 31 日付け泊監委発第 000091 号により、指定管理者監査の結果について措置を求められていた事項について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

## 1. 個人情報の適正管理について

泊江市立北部児童館の指定管理業務に関する協定書、個人情報の取扱いに関する特記仕様書では、指定管理者は個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者、作業場所を定め、書面により指定者に報告することとされている。これは、指定管理者が管理している個人情報の適正な維持管理と安全確保のため内部における責任体制を構築し、その体制を維持させるための項目である。指定管理者の履行状況を指定者として確認することはリスク管理としても欠かすことができないところではあるが、報告を受けていないことが判明した。再度、個人情報の取扱いについて見直し、管理・監督を徹底していただきたい。

### 【講じた内容】

個人情報の取り扱いにつきまして、個人情報の取扱いに関する特記仕様書に記載のある書類を指定管理者より提出いただきました。今後、指定管理者の提出物に関して、管理・監督を徹底してまいります。

## 2. 泊江市立北部児童館運営委員会について

泊江市立北部児童館の指定管理に関する年度協定書において、指定管理者は、北部児童館の利用者や地域住民の意見を事業運営に反映させるとともに、その運営を円滑に行うため、泊江市立北部児童館運営委員会を設置し運営するものとされ、指定管理者は運営委員会を設置及び運営するにあたり、別途詳細等を取り決めた要綱等を作成しなければならないと定められている。しかしながら、関係要綱等は作成されていない状況で運営委員会として開催されている状況であった。このことから、指定管理者については運営委員会の目的、所掌事項、構成員等、必要事項を明確化し取り決めを行うとともに、指定者においても要綱等の作成に対し、協力、助言等を行っていただきたい。

### 【講じた内容】

泊江市立北部児童館運営委員会設置運用要綱を作成し、提出していただきました。

## 3. 事業報告書について

指定管理者より提出を受けた令和2年度及び令和3年度事業報告書において、児童館利用状況等の記載に一部誤りが見受けられた。このことから、指定管理者については、適切な事務処理を行うとともに、指定者としても提出された報告書等について、適切な報告となっているか等の確認をお願いする。

### 【講じた内容】

指定管理者へは、適切な事務処理を指導するとともに、指定者といたしましても、提出いただいた報告書等をダブルチェックをかけるなど確認を徹底してまいります。

## 4. 事業計画書の予算書及び事業報告書の収支報告書について

指定管理業務における決算では、当該指定管理業務に係る執行状況や経理状況が明らかで

あることが必要である。しかし、現在、事業計画書に添付されている予算書と事業報告書に添付されている収支報告書の書式が相違しており、科目（項目）等が一致していないことから指定者において、計画された予算の執行状況を検証するうえでの障害となっている。このことから、執行状況が明確に報告され検証できるよう、様式の統一化等について指定管理者と協議願いたい。

【講じた内容】

執行状況を明確にするために、事業計画書に添付されている予算書と事業報告書の書式を統一するよう協議し、令和4年度報告より事業報告の決算項目にあわせたものに統一することといたしました。